



保健福祉課・住民生活課より

こんなときは国民健康保険の手続きを忘れずに！

転入・転出・出生・死亡以外にも、国民健康保険は届出が必要です。自動的に切り替わることはありませんので、ご注意ください。届出が遅れると、二重加入の状態になり、いつまでも国保税の納付書が届いたり、前の健康保険を辞めた月までさかのぼって（届出日からではない）納めていただくことになってしまいます。

国保に加入

勤め先等に 保険証を返却したとき

勤め先を退職した場合や扶養からはずれた場合など、必ず他の健康保険へ加入する手続きを行う必要があります。引き続き職場の任意継続加入被保険者となった方や、家族の職場の健康保険に加入する方などは、届け出の必要はありません。

届け出の方法

退職した日の翌日（国保の資格は、この日から発生）から14日以内に、役場の国保窓口へ届け出てください。

届け出に必要な物

- 職場が発行する「資格喪失証明書」
 - 世帯主の印鑑
- ※「資格喪失証明書」の発行は、退職された会社（事業所）へお問い合わせください。

国保を脱退

勤め先等から 保険証を受け取ったとき

今まで国民健康保険だった方が、勤め先などから健康保険証（社会保険）を受け取った場合は、下記のとおり、国民健康保険を返却して脱退する届出が必要です。

届け出の方法

職場の健康保険に加入した日の翌日（国保の資格はこの日からなくなる）から14日以内に役場の国保窓口へ届け出てください。

届け出に必要な物

- 国民健康保険証（やめる方全員分）
- 加入した職場の健康保険証（変わった方全員分）または加入を証明する書類
- 世帯主の印鑑

※離職日時点で65歳未満の方で、離職理由等の理由によっては、国民健康保険税が一定期間軽減されますので、「雇用保険受給資格者証」を持参してご相談ください。

学生の皆さんは引き続き錦江町国保が使えます！

国民健康保険は、居住地で加入することになっています。錦江町国保に加入している方が、進学等を理由に仕送りなど受けながら、錦江町からほかの市町村に住所を変更する場合は、届け出により引き続き親元からの錦江町国保を使える特例があります。

手続きに必要なもの

- 国民健康保険証
- 在学証明書
- 世帯主の印鑑

学生用保険証（保険証の左上に学がある保険証） をお使いの方へ

学生用保険証は、学生である期間しか使用できません。卒業等により学生でなくなる場合は、学生用保険証を返却する手続きが必要です。進学や進級などで引き続き学生である期間が延長となる場合は、更新の手続きが必要です。

お問い合わせ先

（本庁）保険衛生チーム ☎0994-22-3041 （支所）民生チーム ☎0994-25-2511